

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2018賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 平成30年12月6日(木) 19時00分～21時40分
交渉場所 宇治市役所本庁 8階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 福井市長公室副部長 波戸瀬人事課長
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 約40人

概要	要
組合の主張	2018賃金確定要求書の回答等を行った。 ① 持家の住居手当について、2012年に当局から廃止の提起があったが、継続協議となった経過がある。他団体は廃止するにあたって、経過措置を設けたという例もある。十分な協議がない状況で廃止するべきではない。 ② 子に係る扶養手当について、引き上げの勧告が出ているのに、本市では引き上げていない。配偶者に係る扶養手当は民間給与実態調査と整合が取れているので引き下げる理由はない。職員の厳しい状況を考慮して、子に係る扶養手当を引き上げるべきである。 ③ 前歴是正については、当局が採用時の上限年齢の引き上げなどを行ってきていることも関連しており、適切な対応をされたい。
当局の主張	① 今回は継続課題と判断するが、撤回ではなく早期に決着を図る必要があると考えている。 ② 市として財政健全化推進プランに取り組んでいる状況で、扶養手当全体の水準が、国より高くなるのは、市民理解という観点から難しいと考える。職員の給与制度は条例事項であり、議会や市民の理解を得られるものとなるよう考えていく必要がある。 ③ ラスパイレス指数を考慮すると対応が難しい状況ではあるが、職員の置かれている状況を踏まえて検討していきたい。